

国民健康保険税の納期の検討について

現 状

- ◎ 岩内町の国民健康保険税の納期は、6月から翌年3月までの10期としておりますが、国民健康保険税の収納率は、**全道でも低位**である現状です。（詳しくは資料1をご覧ください）

・平成25年度の収納率	87.24%	全道 123団体中	122位
・平成26年度の収納率	89.65%	全道 123団体中	120位
・平成27年度の収納率	89.73%	全道 123団体中	120位
※市を除く町村、広域連合の順位			

- ◎ 現在の10期の納期では、最終納期が3月末の年度末となっており、国民健康保険税を納め忘れている方に対する連絡などの**「滞納整理期間」が短いことが、収納率の低さの要因**の一つと考えております。

新たな国保制度

- * 少子高齢化や人口減少によって、各自治体で国民健康保険を運営することには限界にきております。
- * こうしたことから、北海道全体で国民健康保険を運営する「新たな国民健康保険制度」が平成30年4月から始まります。
- * 「新たな国民健康保険制度」は、北海道が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、各自治体で集めた国保税（料）を納付金として北海道へ納め、国からの交付金等が手薄となる10月から3月にかけて全道の自治体が納める納付金でカバーする必要があることから、**8月から1月までの6ヶ月間に、岩内町では北海道に納める納付金の9割を確保しなければなりません。**（詳しくは資料2をご覧ください）
- * これまでの10期の納期では、9月から10月には**北海道に納める納付金の資金を確保することが不可能**となり、一時的に銀行等から借り、資金を調達しなければ支払えなくなると予想しております。
（詳しくは資料3をご覧ください）
- * 一時的に銀行等から借りた場合の利息は、町に支払って頂いている国保税により、まかなうこととなっています。

現在の納付状況

* 納期の回数を少なくすると、1回の納付金額が多くなりますが、窓口でお支払い頂いている普通徴収の納付回数のデータを解析すると、1回で全額支払って頂いた方が26%、2～9回で支払って頂いた方が53.1%、合わせると、全体の約80%の方々が、10期の納期を待たず全額支払って頂いていることが判明しました。

(詳しくは資料4の2(1)をご覧ください)

* これは、「早期に国保税の支払い終わらせよう」と考えている国保加入者が少なくない傾向がうかがわれます。

町の考え

* これらのことを総合的に検討した結果、

①国民健康保険の運営を円滑にするために、
少しでも収納率を高くする！

②新たな国民健康保険制度に対応するため、
12月末までに一定の資金が必要！！



ついては、3月末で完納する10期の納期回数から、

12月末で完納とする「7期」を、

国民健康保険税の納期として変更することが望ましい。

と、考えております。

* 変更する時期は、被保険者への十分な周知が必要であることから、
平成31年度からを予定しております。